

福祉特別乗車券対象交通拡大のご案内

令和4年2月より、福祉特別乗車券の適用範囲を、名鉄・近鉄及びJR東海の市内運行区間に拡大します。

いつから？

令和4年2月1日乗車分から適用



どのように？（適用方法）

利用者があらかじめ福祉特別乗車券にチャージした現金により乗車した実績を集計し、後日運賃相当額をお返しします。（2か月に1回指定の口座に振り込まれます）

※福祉特別乗車券利用者は、あらかじめ乗車実績提供への同意書の提出が必要です。

※現在の無料乗車区間については、令和4年2月以降も引き続き無料で乗車できます。

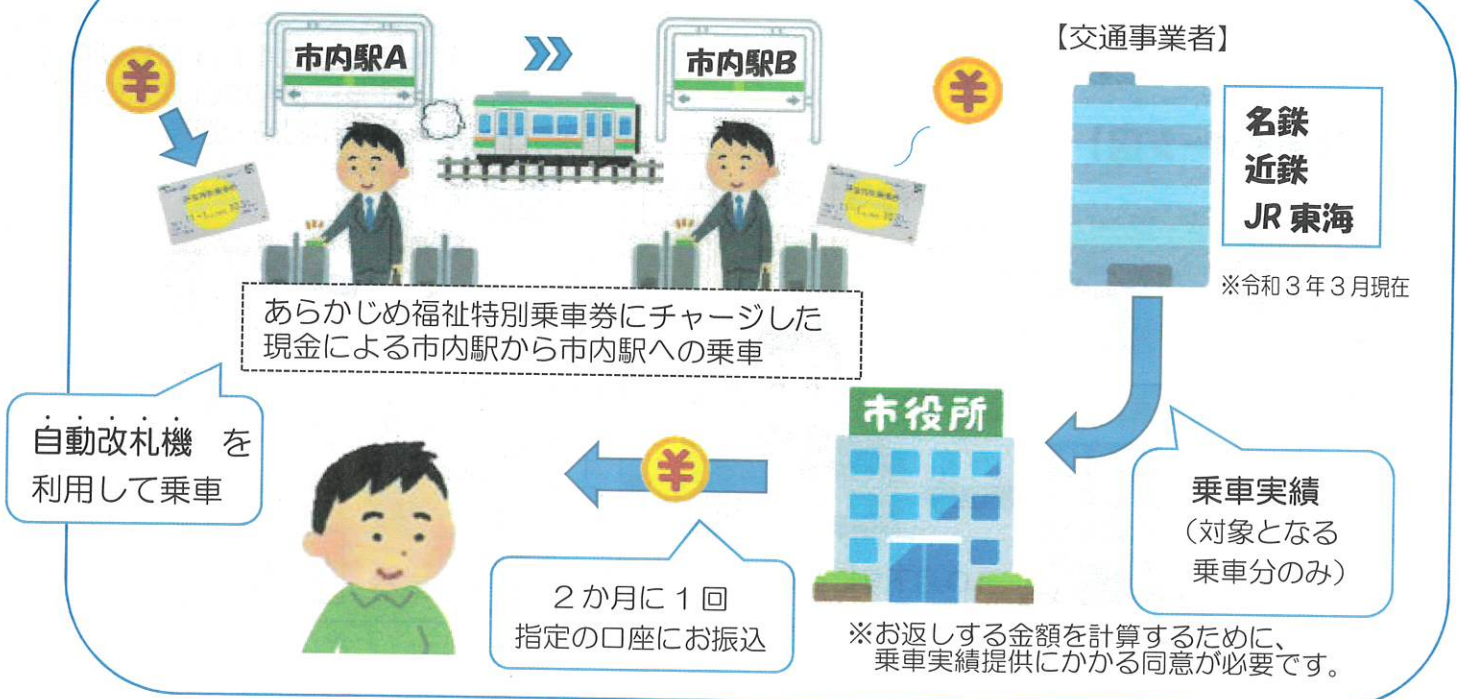
どんな場合にお金が返ってくる？

・乗車駅及び降車駅が共に名鉄・近鉄・JR東海の名古屋市内の駅であった場合

・福祉特別乗車券にチャージした現金で自動改札機を利用して乗車した場合

※介護者券を利用した乗車分についても、本人券と同様に運賃相当額をお返しします。

【利用からお振込みまでの流れ(イメージ)】



対象交通拡大について詳しくは、令和4年1月頃に改めてご案内いたします。

福祉特別乗車券に関するお問い合わせ

受付
時間

令和3年4月20日から
月曜から金曜（祝休日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時15分まで

福祉特別乗車券コールセンター
電話：052-766-6656
FAX：052-687-6577

福祉特別乗車券更新のご案内

現在お持ちの福祉特別乗車券の有効期限は令和3年10月31日までです。

更新は10月下旬に新しい乗車券を**郵送**することにより行います。

※同意書（裏面参照）の提出が確認できないときなど、窓口交付となる場合があります。

❗ お送りする乗車券は令和3年11月1日から利用できます。10月31日までは現在お持ちの乗車券をご利用ください。

※11月1日以降は、有効期限を過ぎた旧乗車券では無料乗車が出来なくなります。誤って使用すると、チャージが引き去られてしまいますのでご注意ください。

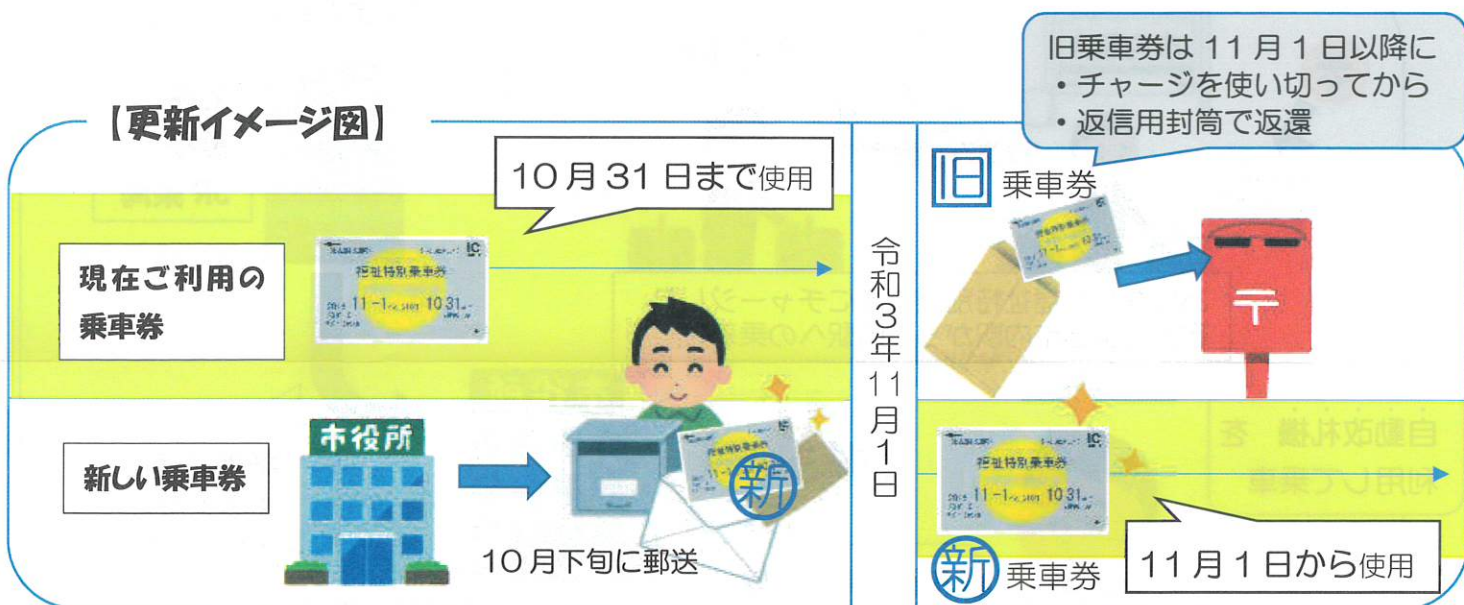
❗ 有効期限を過ぎた旧乗車券は返還が必要です。

（新しい乗車券に返信用封筒を同封しますので11月1日以降に返送してください。）

❗ 旧乗車券にチャージした現金やポイントは新しい乗車券に引き継ぐことが出来ません。

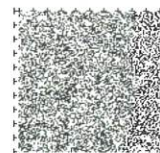
有効期限が近づいてチャージする際はご注意ください。チャージした現金は有効期限経過後も、お買い物等でご利用いただけますので、使い切ってから返還してください。

【更新イメージ図】



【お願い】

- 送付先が変わった場合は、すみやかにお住まいの区の区役所・支所に連絡してください。
※時期により送付先の変更が間に合わない場合もあります。
- 福祉特別乗車券の交付要件を失った場合は、すみやかにお住まいの区の区役所・支所に福祉特別乗車券を返還してください。
※資格喪失時期により、返還後に新しい乗車券が届く場合がありますが、区役所・支所にご返還ください。（利用はできません。）



裏面もご覧ください。